

# 研究活動上の不正行為防止に関する基本方針

この基本方針は、香蘭女子短期大学（以下、「本学」という。）における、研究者等が行う研究活動上の不正行為防止及び公的研究費の適正な管理・運営のために必要な事項を定める。

本方針を関係者すべてに周知することにより、研究活動における不正行為防止に取り組む。

## 1. 研究活動上の不正行為とは次に掲げる行為をいう。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。
- (4) 公的研究費の不正使用 物品購入に係る架空請求、実態とは異なる謝金の請求、不当な旅費の請求、その他研究資金等の配分機関の定めや学内規程に違反して研究費を使用すること。

## 2. 本学の教職員は次の事項を遵守しなければならない。

### (1) 研究活動上における遵守事項

- ① 不正行為をしてはならない。
- ② 研究データや研究に関わる事柄を記した実験ノート等の資料を適切に保管しなければならない。

### (2) 公的研究費の適正な管理・運営における遵守事項

公的研究費の責任体制及び研究者の責務等は「香蘭女子短期大学における公的研究費の適正な管理・運営及び研究活動上の不正行為防止に関する規程」に定める。

## 3. 不正の事前防止を目的として、公的研究費の使用に関するルール等についての相談窓口は事務局経理課とする。

## 4. 違反者への対応

- (1) 不正な行為を行った者は、学校法人山内学園就業規則により処罰する。
- (2) 不正行為に関わった業者は、取引を停止する。

## 5. この基本方針の改廃は、代表教授会の議を経て、学長が行う。

### 附 則

この基本方針は平成27年10月1日から施行する。